

令和 7 年 1 2 月 森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和 7 年 1 2 月 4 日（木） 午前 9 時 3 0 分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和 7 年 1 2 月 4 日（木） 午前 9 時 3 0 分

4 応 招 議 員

1 番議員	桼 原 雄 太	2 番議員	小 澤 由 彦
3 番議員	高 木 幸 広	4 番議員	佐 藤 嘉 彦
5 番議員	鈴 木 哲 司	6 番議員	清 水 健 一
7 番議員	佐 藤 明 孝	8 番議員	川 岸 和 花 子
9 番議員	岡 戸 章 夫	10 番議員	加 藤 久 幸
11 番議員	中 根 信 一 郎	12 番議員	西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第 121 条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
危機管理課長	鈴 木 知 寿	政策企画課長	鈴 木 勇 登
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

- 議案第59号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第60号 森町組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第67号 森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7 0 号 森町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 1 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 2 号 森町旧藤江勝太郎家住宅の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 7 3 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 7 4 号 令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 6 号 財産の減額貸付について
- 議案第 7 7 号 緊急防災工事計画について
- 議案第 7 8 号 物品貸借契約の締結について
- 議案第 7 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町体験の里）
- 議案第 8 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町立図書館）

<議事の経過>

議 長	（ 中根信一郎 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年 12 月森町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いをします。 ここでお諮りします。 森町議会会議規則第 51 条に「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」とあります。 本定例会は、感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。 御異議ありませんか。 （ 「異議なし」という者多数 ）
議 長	（ 中根信一郎 君 ）異議なしと認めます。 したがって、発言するときは、着座のまま挙手をして「議長」と

呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は森町議会会議規則第127条の規定によって、6番、清水健一君及び8番、川岸和花子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、会議は本日から12月22日までの19日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果について報告が来ております。

サイドブックに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第4、議案第59号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第59号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年度森町一般会計補正予算（第7号）の専決処

分でございますが、令和7年8月16日から17日にかけての豪雨により被災した公共施設の復旧について、国庫補助事業を活用する工事については、10月14日から15日に災害査定を受け、事業費が認められましたので、復旧に向け早期に事業着手するため、令和7年10月23日に専決処分を行ったものであります。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,800千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,958,557千円とするものであります。

6ページ、第2表地方債補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業の限度額の変更を行うもので、準用河川大洞院川災害復旧工事の財源として増額するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費38,800千円につきましては、準用河川大洞院川の公共土木施設災害復旧工事でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項4目、災害復旧費国庫負担金24,011千円につきましては、災害査定により認められた国庫負担金でございます。

20款1項1目、繰越金89千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款1項9目、災害復旧債14,700千円につきましては、準用河川大洞院川の公共土木施設災害復旧工事の財源として計上するものでございます。以上が、専決処分にかかる令和7年度森町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。よろしく御審議のうえ、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 川岸でございます。

8 月 16・17 日の豪雨の被災ということですが、その後にもう一度被災したと記憶しております。また国庫の災害査定があったということで、工事の内容とその規模、またその工期について教えてください。

議 長

(中根信一郎 君) 建設課長。

建設課長

(緩 鹿 英 文 君) 建設課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

8 月 15 日から 17 日の豪雨により被災しました大洞院川の 2 件の公共災害ということで、今、提案理由でも説明しましたとおり、災害の査定を受けまして、その後、予算を専決で認めていただいたということです。この工事につきましては 2 本ありまして、まず大洞院川のフォレストカントリーに上がるところより多少上流に行ったところ、そこのところの工事が施工延長 30.9 メートルということで、基本的にはコンクリートブロック積みで護岸の修繕を行うものということになります。2 本目の大洞院に近いところになりますけど、そこについては施工延長が 62.4 メートル、これも同じくコンクリートブロック積みで護岸の修繕を行うものでございます。いずれの工事も入札を行いまして、11 月 19 日付けでそれぞれ契約をしております。工期としましては、河川の工事になりますので、渇水期の時期に行わないといけないということがありまして、工期については二つの工事両方とも、11 月 20 日から来年 3 月 24 日までの工期を予定しております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 2 件の内容があるということが分かりました。

そして、今回、国の査定で 2,400 万円出ているわけですがけれども、この 2 件に対して同じような割合で出ているのか、どういう割合でここから出ているのか、お願いします。

議 長

(中根信一郎 君) 建設課長。

建設課長

(緩 鹿 英 文 君) ただいまの質問にお答えします。

最初のその 1 の下流側の工事につきましては、契約額については 1,482 万 8,000 円で契約をしております。2 本目の大洞院に近い方の契約額については、1,980 万円で契約をしているということになります。以上の工事になります。よろしくお願いします。

議 長

(中根信一郎 君) 建設課長。

建設課長

(緩 鹿 英 文 君) 川岸議員の今の御質問に追加でお答えします。

予算額については、その 1 の工事については、1,550 万円に対しまして 3 分の 2 が国庫補助ということになります。ですから、予算に対する歳入としますと、1,033 万 8,000 円と。その 2 の工事については、予算額が 2,050 万円に対してこれも同じく 3 分の 2 が補助ということで 1,367 万 3,000 円が国庫の補助になります。いずれしても 3 分の 2 が国庫補助の率になります。

これについては、どうしても災害の補助災害の中だけでできない部分もありますので、町の単独費を多少付けてございますので、その辺だけ御了承ください。よろしくお願いします。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 59 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 59 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5、議案第 60 号「森町組織条例の一部を改正する条例に

ついて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第 60 号「森町組織条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 8 年度機構改革を実施するための条例改正であります。具体的に申し上げますと、産業課を農林政策課及び産業政策課に分割するものでございます。農林政策課では、農林水産業に関すること、農林土木に関すること、土地改良事業に関することを所管し、産業政策課では商業及び工業に関すること、企業誘致に関すること、観光に関すること、消費者行政及び勤労者福祉に関することを所管いたします。この機構改革を実施することで、専門性を強化し、行政サービスの質の向上を図ります。また、上下水道課の事務分掌に、合併処理浄化槽に関することを追加いたします。これまで住民生活課で行っていた合併処理浄化槽に関する事務を上下水道課で行うことにより、下水道との窓口の統一化となり、事務処理の効率化につなげます。なお、本案は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 6、議案第 61 号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）ただいま上程されました議案第 61 号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「森町組織条例の一部を改正する条例」により、産業課を農林政策課及び産業政策課に分割することに伴い、課が増えることによる管理職等の増員と令和 7 年 9 月議会でお認めいただいた「森町一般職の任期付職員の採用に関する条例」に基づき、公務に有用な専門的な知識や経験等を有する任期付職員の年度途中での採用を可能とすることを目的として、第 2 条第 2 号に規定する町長の事務部局の職員 155 人を 160 人に改正するものであります。なお、施行日につきましては、「森町組織条例」の改正とあわせ、令和 8 年 4 月 1 日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）日程第 7、議案第 62 号「森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ）ただいま上程されました議案第 62 号「森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「森町組織条例の一部を改正する条例」により、産業課を農林政策課及び産業政策課に分割することに伴い、産業政策課の執務室を森町町民生活センター 1 階第 3 会議室に設置するにあたり、利用率の高い第 3 会議室が使用できなくなることから、利

用率の低い同センター２階の和室を会議室に改修し、会議室の確保を図るため、森町町民生活センターの施設から和室を削る所要の改正を行うものであります。なお、本案は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 8、議案第 63 号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） ただいま上程されました議案第 63 号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、近年の賃金改定による人件費の上昇や物価高騰、また国の考え方で示されている放課後児童クラブ運営費の 50 パーセントを利用者が負担することを鑑み、放課後児童クラブ利用者負担金の見直しを行う改正でございます。主な改正内容につきましては、年間を通じて放課後児童クラブを利用する通年利用の利用料を月額 5,000 円から 5,500 円に、長期休業期間中のみを利用する夏季休業の 7 月、冬季休業の 12 月・1 月、春季休業の 3 月・4 月の利用料を月額 2,500 円から 2,750 円に、8 月については通年利用と長期休業期間中のみ利用とも、利用料を月額 5,000 円から 8,250 円に改正するものであります。なお、施行日は令和 8 年 4 月 1 日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 9、議案第 64 号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 64 号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年 4 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により児童福祉法が改正されたことを受け、条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設され、保育所等の対象施設として、放課後児童健全育成事業が追加され、本町では森町放課後児童クラブが対象となることから、所要の改正を行うものであります。なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 10、議案第 65 号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 65 号「森

町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は大きく分けて、二つの改正内容となっております。

一つ目といたしましては、議案第 64 号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」と同様、本年 4 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により児童福祉法が改正されたことを受け、家庭的保育事業等においても職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、同様に改正を行うものでございます。

二つ目といたしましては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が令和 7 年 9 月 16 日に公布・施行され、子供の健康管理の円滑な実施に資するよう、母子保健法第 12 条又は 13 条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ保育所等の長等がその結果を把握するときは当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとなったことを受け、改正を行うものでございます。なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 11、議案第 66 号「森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 66 号「森

町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供が保護者の就労要件を問わず、時間単位で保育所等の施設へ通園できるようになる事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）であります。

本案は、本町において令和8年度から乳児等通園支援事業を開始することから、児童福祉法の規定及び実施するために国が定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、条例を制定するものであります。なお、施行日は令和8年1月1日となりますが、第23条のみ令和8年4月1日の施行となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第12、議案第67号「森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第67号「森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年3月31日に森町とヤマハ発動機株式会社が締結した包括連携協定に関する取組の一つとして、マウンテンバイクを活用した事業に取り組み、拠点として森町体験の里アクティ森内の既存パターゴルフ場をマウンテンバイクパークとして整備することについて、令和7年9月議会において森町一般会計補正

予算（第 5 号）でお認めいただき、進めていることから、体験の里の設置施設を「パターゴルフ場」から「マウンテンバイクパーク」に、マウンテンバイクパークの利用料金の範囲を「一人 1 時間 3,000 円以下の額」に改正し、併せて、森町体験の里の設置施設の名称について、実情に合わせ改正するものであります。なお、施行日につきましては令和 8 年 4 月 1 日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 13、議案第 68 号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」から日程第 15、議案第 70 号「森町下水道条例の一部を改正する条例について」まで議案 3 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま一括して上程されました議案第 68 号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」、議案第 69 号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」及び議案第 70 号「森町下水道条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた業者等による工事の実施を可能とするため、これら条例の一部を改正するものでございます。なお、施行日は公布の日とするものであります。

以上、議案第 68 号から第 70 号を一括して提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 16、議案第 71 号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

		職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議	長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町	長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 71 号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。
		今回の条例改正の対象であります天方幼稚園につきましては、入園児数の減少により令和 6 年度以降休園となっております。
		本案は、令和 8 年度から実施を計画しております幼稚園跡地利活用に際し、休園している天方幼稚園を廃園とする所要の改正を行うものであります。なお、本案は公布の日から施行するものであります。
		以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議	長	(中根信一郎 君) 日程第 17、議案第 72 号「森町旧藤江勝太郎家住宅の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。
		職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議	長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町	長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 72 号「森町旧藤江勝太郎家住宅の設置及び管理に関する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。
		令和 3 年度に所有者から寄贈いただきました旧藤江勝太郎家住宅は、改修に係る費用を令和 7 年 6 月議会にて森町一般会計補正予算 (第 1 号) でお認めいただき、改修工事を 10 月に着工、来年 1 月末完成予定で進めております。

本条例は、改修後の旧藤江勝太郎家住宅を歴史及び文化の理解を深めるとともに地域活性化に資する施設として活用を図るため、設置及び管理について定めるものであります。

9月議会全員協議会で説明いたしましたとおり、旧藤江勝太郎家住宅には、展示室、イベントスペース、カフェスペース、物産販売コーナー、厨房を設け、そのうちイベントスペースにつきましては、一般の人が利用できる施設として利用料金を設定しております。また、旧藤江勝太郎家住宅の管理に関する業務は、指定管理者に行わせるものといたします。本条例において、施設の開館時間、休館日等について規定しておりますが、教育委員会の承認を受けたうえで、指定管理者はこれを変更、決定できるものとしております。なお、附則において、条例の施行日を令和8年4月1日としております。ただし、指定管理者の指定等に関し必要な行為は、条例の施行前に行うことができるよう定めております。また、森町議会の議決に付さなければならない公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の該当施設として、旧藤江勝太郎家住宅を加えるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第18、議案第73号「令和7年度森町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第73号「令和7年度森町一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ 112,213 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,070,770 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10 ページ、2 款 1 項 5 目、財産管理費 22,000 千円のうち説明欄 0001 財産管理経費 2,600 千円につきましては、議案第 76 号「財産の減額貸付について」に関連するもので、天方幼稚園の施設を貸し出すにあたり、雨漏りが発生している屋根を修繕する費用を計上するものでございます。0011 機構改革関連経費 19,400 千円につきましては、令和 8 年度機構改革に伴い、産業政策課の執務室を現在の町民生活センター 1 階第 3 会議室に設けるための改修等の費用、また町民生活センター和室の改修や講義室 A 及び B の什器類を更新するための費用を計上するものでございます。

4 項 1 目、戸籍住民基本台帳費 1,951 千円につきましては、マイナンバーカード業務に係る会計年度任用職員の報酬等の増額分でございます。マイナンバーカードにつきましては、令和 2 年 9 月から「マイナポイント事業」の開始に伴い、多くの町民がマイナンバーカードを取得されました。そのため、5 年で期限を迎える電子証明書の更新手続で窓口業務が想定以上に増加したため、会計年度任用職員を追加配置したことに伴い、会計年度任用職員報酬等の増額をお願いするものでございます。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務経費 73,025 千円のうち、11・12 ページ、説明欄 0005 心身障害児者福祉費 26,843 千円につきましては、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用について、見込みよりも多くの人が利用していることや利用回数が増加したことに伴い、現予算に不足が見込まれるため、障害児支援事業 23,000 千円を追加するものと令和 6 年度事業の精算に伴う国県支出金等返還金 2,562 千円、1,281 千円でございます。0006 自立支援給付費 46,001 千円につきましては、障害福祉サービス費等給付事業や補装具費給付費について、見込みを上回る利用があったことに伴

い、現予算に不足が見込まれるため、障害福祉サービス費等給付事業 42,000 千円、補装具費給付費 2,612 千円を追加するもの等でございます。

2 項 2 目、児童手当費 1,985 千円につきましては、本年度の支給実績から実績見込みが現予算を上回る見込みであることから、不足分の追加をお願いするものでございます。

3 目、保育園費 3,617 千円につきましては、令和 6 年度事業の精算に伴う国県支出金等返還金でございます。

13・14 ページ、4 款 1 項 2 目、予防費 2,589 千円のうち説明欄 0005 保健予防経費 1,249 千円につきましては、未熟児養育医療費扶助費の実績が見込みを上回っており、現予算に不足が見込まれるため、追加するものでございます。0006 予防接種事業費 1,071 千円につきましては、精算に伴う国県支出金等返還金でございます。

6 款 1 項 6 目、山村振興費 3,501 千円につきましては、山村振興地域茶業振興整備事業補助金でございまして、株式会社えんもり機械管理協議会が乗用型中刈り機を 1 台導入することに対して補助するものでございます。

15・16 ページ、3 項 2 目、林業振興費 1,950 千円につきましては、有害鳥獣の捕獲頭数が見込みよりも増加していることから、追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金 35,345 千円につきましては、補装具費給付費や障害福祉サービス費等給付事業、障害児支援事業及び児童手当費等に対する国庫負担金でございます。

15 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金 1,951 千円につきましては、マイナンバーカード交付事務に対する補助金でございます。

16 款 1 項 1 目、民生費県負担金 17,125 千円につきましては、補装具費給付費や障害福祉サービス費等給付事業、障害児支援事業

及び児童手当費等に対する県負担金でございます。

2 項 4 目、農林水産業費県補助金 3,443 千円につきましては、株式会社えんもり機械管理協議会が行う乗用型中型刈り機導入に対する中山間地域農業振興整備事業費補助金と鳥獣被害防止総合対策交付金に対する交付金でございます。

7・8 ページ、19 款 1 項 1 目、特別会計繰入金 5,513 千円につきましては、介護保険特別会計からの繰入金でございまして、令和 6 年度事業の精算による一般会計繰出金の返還を受け入れるものでございます。

20 款 1 項 1 目、繰越金 22,843 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

21 款 3 項 5 目、過年度収入 24,978 千円につきましては、過年度事業の精算に伴い追加交付を受け入れるものでございます。

以上が「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 日程第 19、議案第 74 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 74 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69,420 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,431,405 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、5 款 1 項 1 目、保険給付支払準備基金積立金 60,000 千円につきましては、令和 6 年度の介護保険特別会計の決算剰余金の一部等を保険給付支払準備基金へ積み立てるものでございます。

7 款 1 項 2 目、償還金 3,907 千円につきましては、令和 6 年度の介護給付費等に係る国、県の負担金の精算に伴う返還金であります。

7 款 2 項 1 目、一般会計繰出金 5,513 千円につきましては、令和 6 年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、3 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 5,842 千円、5 款 1 項 1 目、介護給付費負担金 2,580 千円につきましては、令和 6 年度の介護給付費等に係る国及び県の負担金の精算に伴う追加交付金であります。

8 款 1 項 1 目、繰越金 59,588 千円につきましては、令和 6 年度の繰越金の一部を保険給付支払準備基金に積み立てるための財源でございます。

10 款 3 項 3 目、雑入 1,410 千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の令和 6 年度精算に伴う負担金の返還金であります。

以上が「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） ここで一旦休憩をいたします。

（ 午前 10 時 29 分 ～ 午前 10 時 40 分 休憩 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 20、議案第 75 号「令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

	(職 員 朗 読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
	町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 75 号「令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)」について、提案理由の説明を申し上げます。
	本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,025 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,454 千円とするものであります。
	それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。
	7・8 ページ、1 款 1 項 1 目、一般管理費 1,025 千円につきましては、配水池敷地内にございます施設を修理するための修繕費でありまして、取水しました原水に集凝剤を均一に添加させるための攪拌機及び濾過装置内の濾材の目詰まりを自動的に排除するための逆洗用フロート弁が老朽化により故障したことから、攪拌機を取り替え、逆洗電動弁を取り付ける等の修繕を実施するものであります。
	続きまして、歳入について御説明申し上げます。
	5・6 ページ、3 款 1 項 1 目、基金繰入金 1,025 千円につきましては、簡易水道基金を取り崩して充当するものです。
	以上が「令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	(中根信一郎 君) 日程第 21、議案第 76 号「財産の減額貸付について」を議題とします。
	職員に議案を朗読させます。
	(職 員 朗 読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めま

す。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ）ただいま上程されました議案第 76 号「財産の減額貸付について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町小中学校跡地利活用事業で本年度から泉陽中学校跡地の利活用事業を行っているしずおか教育開発研究所株式会社より、同社が新たに学校法人を設立し、令和 8 年度から泉陽中学校跡地で不登校や軽度発達障害の生徒を支援する通信制の高等学校を開校することに伴い、高校生を対象とした就労準備型放課後等デイサービスをランチルームで実施するため、現在、泉陽中学校跡地ランチルームで実施している小中学生を対象とした放課後等デイサービス事業を外部にて実施することが必要となったことから、天方幼稚園施設にて同事業を実施するための使用申請を受けました。同社が実施している放課後等デイサービス事業につきましては、一定数の利用者がおり、引き続き事業を継続することが福祉的観点から重要である点を踏まえ、かつ同施設の有効活用が図られることから、天方幼稚園跡地を貸し付けるものであります。つきましては、土地賃貸借契約を締結するにあたり、町が条例に基づき試算した賃貸借料年額 65 万円に対し、利活用希望事業者より提案を受けた賃貸借料年額 36 万円が妥当であると判断し、減額して貸付を行いたいため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。なお、天方幼稚園を廃園とし、行政財産から普通財産に移行したうえで、土地賃貸借契約を締結することとなりますことを申し添えさせていただきます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）日程第 22、議案第 77 号「緊急防災工事計画について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

	(職 員 朗 読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
	町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 77 号「緊急防災工事計画について」、提案理由の説明を申し上げます。
	本案は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、静岡県が指定した防災重点農業用ため池において、耐震調査等を行い、静岡県と防災工事实施箇所の調整が整った 4 か所のため池について土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する同法第 87 条の 4 第 2 項の規定により、緊急防災工事計画を定めて事業を行うため、議会の議決をお願いするものであります。 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	(中根信一郎 君) 日程第 23、議案第 78 号「物品賃貸借契約の締結について」を議題とします。
	職員に議案を朗読させます。
	(職 員 朗 読)
議 長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
	町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 78 号「物品賃貸借契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。
	本案は、G I G A スクール構想の第 2 期を見据え、小中学生一人 1 台端末の整備・更新を実施する森町立小中学校情報機器等賃貸借業務に係る契約の締結を行うものでございます。 契約の概要につきましては、小学 1 年生から中学 3 年生までの学習用端末として、賃貸借により C h r o m e b o o k 1, 380 台を整備するものでございます。また、併せてそれぞれに付属する

端末管理ツール等を導入し、それらの初期設定を行い、令和8年4月から端末を速やかに利用できる状態にするとともに、使用する教職員等を対象に導入研修を行います。

去る11月28日に指名競争入札を行った結果、静岡県静岡市葵区御幸町5番地の9、NTT・TCリース株式会社静岡支店が落札しましたので、同社と物品賃貸借契約を契約額8,368万4,700円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。なお、履行期間は令和8月3月1日から令和13年2月28日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長

（中根信一郎 君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員

（川岸和花子 君）川岸でございます。

今回の入札ですけれども、5業者入札に参加されておりますが、3業者が辞退されております。業者立会人の業者さんとNTT・TCリース株式会社静岡支店さんですけれども、この辞退された理由というか、予定価格よりかなり低い金額になっているからかなと思うのですが、理由とか何か事情がありましたらお願いします。

議長

（中根信一郎 君）財政課長。

財政課長

（鈴木俊久 君）財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えをします。

入札に際しまして、辞退につきましては、辞退理由の確認を行っておりませんので詳細については分かりかねます。以上です。

議長

（中根信一郎 君）8番、川岸和花子君。

8番議員

（川岸和花子 君）では、今回の契約について、5年間ということで8,368万4,700円ですが、これは単純に5年で割ると1

年で1,673万円ぐらいになるのですが、これは今年度の予算の10款1項事務局費2目の中のG I G Aスクール構想推進事業かと思うのですが、この無線LAN機器更新工事の中に入っているのでしょうか。単純に5年で終わったものなのか、その他の経費も入っているのかということをお伺いします。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの川岸議員の御質問でございます。

今回の入札執行におきまして、本年度予算での位置付けについての御質問でございます。

今年度、予算で計上させていただいております無線LANの計上につきましては、今回のG I G Aスクール構想の端末整備とはまた別の事業でございます。したがって、それ以外の予算の中に今回のリースにつきましては、計上をさせていただいております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

(榊 原 雄 太 君) この5年間のリース契約ということで、普通の賃貸のオペリースだと思われそうですが、保守とか修繕とか、そういった内容についてはどのようになっているのでしょうか。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

榊原議員のただいまの御質問でございます。今後のG I G A端末の保守、維持管理についての御質問にお答えさせていただきます。

それぞれの端末につきましては、導入後の初期不良に対しまして1年間のメーカー保証が付いております。それ以外の保守につきましては、別の契約をするのか、もしくは不具合の程度に応じて修繕をするのかという選択になりますけれども、ここまで取り組んできた事業を参考にしますと、その都度の修繕という方が経

費的に安価であろうというような見込みであることから、それ以外の保守についての契約はいたしません。都度の修繕を予定しております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

1 番議員 (榊 原 雄 太 君) リースの契約の内容には保守、修繕は含まれておらず、今後その都度の修繕で対応していくという方針であるということは、了解いたしました。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 78 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 79 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町体験の里)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 79 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町体験の里)」の提案理由の説明を申し上げます。

現在、森町体験の里の指定監視者は株式会社アクティ森が指定管理者として施設を管理しておりますが、令和8年3月末日をもって5年間の指定管理期間が終了することから、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

本案は森町体験の里の指定管理者として、静岡市葵区御幸町3番地の21ペガサート、株式会社C S A t r a v e lを指定し、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。指定管理者候補者の選定に当たっては、本年9月24日から10月24日まで公募を実施したところ、株式会社C S A t r a v e l 1社から応募がありました。11月7日、森町体験の里指定管理者選定委員会において、選定基準に基づき採点が行われた結果、基準点を上回りましたので、株式会社C S A t r a v e lを指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

株式会社C S A t r a v e lは、静岡市駿河区用宗にて古民家を改修した一棟貸しの宿泊施設や飲食店、温浴施設の運営をしており、各種施設の運営経験があるほか、令和5年度から令和6年度にかけて実施しました森町体験の里運営コンサルティング業務の受託者でもあり、森町体験の里アクティ森の実情や課題についても熟知しております。今後は、民間事業者による視点から集客の強化や運営の合理化、コスト削減等の推進により、安定した管理運営を行うことが期待できると考えます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第25、議案第80号「公の施設の指定管理者の指定について(森町立図書館)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）ただいま上程されました議案第 80 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町立図書館）」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は森町立図書館の指定管理者として、東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定し、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、令和 6 年度から包括業務委託の受託者として図書館の窓口業務を行っている業者であり、現在、図書館司書の有資格者二人を含む 5 人をシフト制で配置し、図書の貸出返却、レファレンス等の図書館サービスを安定的に行っております。また、静岡県内におきましては、御殿場市立図書館の指定管理を行っているほか、全国的には指定管理 28 館、図書館窓口等の業務委託 67 館の実績を有しております。

指定管理者候補者の選定に当たっては、本年 10 月 6 日から 10 月 31 日までの期間で公募を行い、応募団体はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の 1 団体でありました。11 月 6 日、森町立図書館指定管理者選定委員会において、評価基準に基づき採点が行われた結果、基準点を上回りましたので、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を候補者として選定いたしました。つきましては、指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12 月 10 日午前 9 時 30 分、本会議を開き、各議案に対する質疑

を行います。

本日はこれで散会します。

(午前 11 時 6 分 散会)